

随意契約締結状況

対象期間10・12月

物品等又は役務 の名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の指名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
内視鏡システムの保守	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	令和6年10月1日	ティーエスアルフレッサ株式 会社 松江市矢田町218-2	7,400,250円	日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約 の目的又は性質が競争を許さない場合」の 規定による。メーカーの代理店でかつ、機器 納入業者であり同社でなければ保守契約が できない	
血管連続撮影装置の保守	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	令和6年12月4日	シーメンスヘルスケア株式 会社中国営業所 広島市南区的場町1丁目2- 19	12,100,000円	日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約 の目的又は性質が競争を許さない場合」の 規定による。機器メーカーでなければ保守 できない	